

(参考) 地方整備局会計事務取扱標準細則(平成14年3月28日付け国官会第4136号)(抄)

## 第7章 契約

(分任支出負担行為担当官が契約できる範囲)

第22条 分任支出負担行為担当官が契約することができる範囲は、次の各号に定めるところによる。

一~四 (略)

五 予定価格が3億円を超えない工事、計画、調査、測量、設計、試験及び財産の保有(特別の理由があるもの、官庁営繕に係るもの及び第12号に規定するものを除く。)に関する契約。ただし、局の出張所にあつては、予定価格が2,500万円を超えないものとする。

六 予定価格が2億円を超えない官庁営繕に係る工事、計画、調査、測量、設計及び試験(特別の理由があるものを除く。)に関する契約。

七~十一 (略)

十二 国庫債務負担行為によるもので、支出予定の各会計年度における予定価格相当額が3億円を超えない道路の維持修繕工事に関する契約